

社会福祉法人 鵜坂福社会 役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 鵜坂福社会の理事、評議員、評議員選任・解任委員、監事、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査、苦情解決第三者委員会（以下「理事会等」という。）に出席した場合の報酬は、別表のとおりとする。ただし、理事のうち事務局員には支給しない。

3 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(報酬額の限度額)

第3条 評議員全員に支給する報酬額は、前条に関わらず、年額300,000円を超えてはならない。

(報酬の支払方法)

第4条 理事会等の出席者に開催当日、それぞれの報酬を支給する。

2 第2条の規定に関わらず、委員等のうち事務局員には支給しない。

(改正)

第5条 この規則を改正するときは、理事会並びに評議員の議決を経るものとする。

附 表

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

別表（第2条2項関係）

理事会	理事会等 開催1回につき	10,000円
評議員会		
評議員選任・解任委員会		
監査		
監査	1回につき	2,500円
	半日を超える場合	5,000円
苦情解決第三者委員	1回につき	10,000円

これは原本と相違ない

平成 年 月 日

社会福祉法人 鵜坂福社会

理事長 岡崎 健